



平成20年11月14日

放射性物質を含むベークライトについて（お知らせ）

放射性物質を含むベークライトの所有者から、当該物質の分析結果について、文部科学省に情報提供されましたので、お知らせします。

1. これまでの経緯等

10月23日に放射性物質を含むベークライトを大量に所持している者から文部科学省に相談があり、当省は当該物質に関わる安全確保のための指導を行い、当該物質の所有者は10月25日に当該物質を十分に安全が確保できる場所に移動しました。

当省からの指導を受け、当該物質の所有者は、当該物質の分析を専門分析機関に依頼しておりましたが、その分析が終了し、その結果が所有者から当省に情報提供されました。

2. 当該ベークライトの分析結果の概要

当該ベークライトにはトリウム232が含まれており、その放射能濃度及び含有量は、以下の通りでした。

放射能濃度：690±4（ベクレル／g）

含有量：170±1（mg／g）

3. 分析結果を踏まえた当省の対応

当省としては、この分析結果から、当該ベークライトに含まれるトリウム量は、その含有量と1個あたりの重量（15g/個）及び個数（所有者からの情報によると約15万个）から900gを超え、かつ、トリウムの放射能濃度が370ベクレル／gを超えるため、当該ベークライトは核原料物質に当たるものと判断し、所有者に対して核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）第57条の8の規定に基づく届出を行うよう指導しました。

今後とも、当該ベークライトの所有者に対して、原子炉等規制法に基づいた適切な対処を求めてまいります。

また、10月25日に公表した「放射性物質を含むベークライトの不適切な管理について」における当該物質の分析結果が所有者から情報提供されたことから、東京都文京区における不適切な管理状況について、国際原子力事象評価尺度（INES）による暫定評価を行いました。

(I N E Sによる暫定評価)

被ばくに基づく 評価	環境への影響に 基づく評価	深層防護の劣化に 基づく評価	総合評価
2	—	1	2

被ばくに基づく評価 : 人体への被ばくの影響度に基づく評価

環境への影響に基づく評価 : 放射性物質の環境への放出量等に基づく評価

深層防護の劣化に基づく評価 : 発見された放射線源に基づく評価

※ I N E Sの詳細については、別紙参照

(参考) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

(核原料物質の使用の届出等)

第五十七条の八 核原料物質を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 製錬事業者が核原料物質を製錬の事業の用に供する場合
- 二 第六十一条の三第一項の許可を受けた者が国際規制物資である核原料物質を当該許可を受けた使用の目的に使用する場合
- 三 放射能濃度又は含有するウラン若しくはトリウムが政令で定める限度を超えない核原料物質を使用する場合

2 前項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 使用の目的及び方法
- 三 核原料物質の種類
- 四 使用の場所
- 五 予定使用期間及び年間(予定使用期間が一年に満たない場合にあっては、その予定使用期間)の予定使用量
- 六 核原料物質の使用に係る施設の位置、構造及び設備の概要

3～8 省略

(お問い合わせ)

文部科学省科学技術・学術政策局

原子力安全課原子力規制室 吉田、鎌倉

電話 : 03-6734-3926 (直通)

03-5253-4111 (内線3926)

(参考)

国際原子力事象評価尺度 (INES) について

1. 国際原子力事象評価尺度 (INES ; International Nuclear Event Scale) は、国際原子力機関 (IAEA) 及び経済協力開発機構の原子力機関 (OECD/NEA) が、原子力発電所等の個々のトラブルについて、それが安全上どのような意味を持つものかを簡明に表現できるような指標として策定し、1992年3月に加盟各国に提言した。
2. これを受け、当省においては、試験研究用原子炉等における事故・故障等の事象について、2004年1月から本格的に運用している。
3. 2004年に放射線源及び輸送における事故のINES評価に関する追加ガイダンスの試行が開始され、2006年に追加ガイダンス改訂版が合意された。

